

「観光立国の早期実現に向けて」概要

基本的な考え方

観光立国の実現＝地域活性化、国際社会における日本のプレゼンス向上

(これまでの観光政策の成果)

- ビジット・ジャパン・キャンペーンにより
訪日外国人旅行者数は増加
(2003年 521万人→2007年 835万人)
- 観光立国推進基本法の制定
- 国際観光プロモーション体制の一本化



(今後の課題)

- 関係省庁間の連携体制の構築
- 訪日外国人旅行者数の更なる増加
(2010年1000万人、2020年2000万人を目標に)
- 観光立国に対する国民的認知度の向上
- 観光資源の価値を国際社会への影響力増大に

【観光庁(本年10月1日発足)に求められる機能】

- (1) 官邸機能を活用した関係省庁間の総合調整
- (2) 地方自治体との連携による広域観光の促進
- (3) 日中韓の連携強化

官民の推進体制

【政府の推進体制(観光庁の機能)】

- (1) 政府内の総合調整
基本計画の進捗状況を常にチェック、PDCAサイクルの徹底
- (2) 国と地方の連携強化
国の観光立国戦略が地方自治体の現場にまで反映される仕組みの構築
- (3) 日中韓三国の連携強化
北東アジア観光ゾーン形成に向け施策を多層的に展開(産業協カスキームの構築等)
- (4) 国際観光プロモーション体制のさらなる強化
日本政府観光局(JNTO)が機能を発揮できる事業環境の整備

【地方自治体の推進体制】

自治体内の観光担当部門と関連部門の実効性ある連携強化
地域における官民連携・広域連携の着実な実現

【民間部門の役割】

- (1) 民間事業者
新しい観光産業に向けた創意の発揮
- (2) 観光関係団体
団体間の連携強化・機能重複の調整、業界全般の競争力強化、国内旅行市場の活性化
- (3) 日本経団連観光委員会
政府の総合調整機能強化への協力、官民政策対話の強化
観光立国を経済界の主要テーマとし、企業等に周知
観光分野での日中韓協力の推進